

処 分 基 準

平成 15 年 9 月 8 日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第 66 条の 2 第 1 項
処 分 の 概 要 : 過労運転車両に係る指示
原権者（委任先） : 島根県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙のとおり
問い合わせ先 : 島根県警察本部交通部交通指導課
備 考 :

別紙：

処分基準：

過労運転に係る使用者に対する指示の運用基準

1 指示の運用基準

(1) 過労運転（法第66条に規定する理由のうち、過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為）に係る指示は、当該車両の使用者の業務に関する過労運転が行われた場合において、次のアからオまでのいずれかの要件に該当し、

- ・当該車両の運転者に対して過労運転を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない。
- ・当該車両による運行について、過労運転が行われていないかどうか的確に把握されていない。
- ・当該車両に係る運行計画が過労運転の防止に留意したものとなっていない。
- ・当該車両に係る運送に関する契約が過労運転の防止に十分に留意したものとなっていない。
- ・当該車両の運転者に対して運行前の点呼等により過労運転となるおそれのある状態で車両を運転させないようにするための措置が的確に行われていない。

など当該使用者が当該車両につき過労運転を防止するために必要な運行の管理を行っていると認められないときに限り行うものとする。

ア 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について当該車両の使用者の業務に関し過去1年以内に1回以上の過労運転が行われた場合における当該使用者であるとき。

イ 車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関する過労運転をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該車両の使用者の業務に関して過労運転をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

ウ 車両の使用者等が、当該運転者に対して、当該車両の使用者の業務に関する過労運転をすることを誘発するような行為をしていた場合

エ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に過労運転に係る指示を受けた者である場合

オ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）を受けた者である場合

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。
ア (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過労運転について、下命・

容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

イ (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過労運転に係る車両が、過去1年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

(3) 「当該車両の使用者の業務に関し」とは、法第75条第1項と同様、使用者の業務と関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味である。すなわち、当該車両の使用者以外の者が、たまたま私用でその自動車を使用し、過労運転を行った場合等は指示の対象とならない。

なお、交通事故に関して業務上過失致死傷罪を問う場合の「業務」とは運転者の運転行為を「業務」とするものであるのに対し、法第66条の2第1項における「業務」とは使用者の企業活動を「業務」とするものである。

(4) 「過労」とは、精神又は身体が正常な運転ができない程度に疲労していることであり、法第66条第1項に定める「過労」と同様のものである。睡眠時間、仕事の質・量等を考慮して個々具体的に判断する。

2 指示の内容

指示の内容は、過労運転に係る車両の使用の態様に応じて、使用者が講ずるべき措置をできるだけ具体的に示すように努めるものとする。

3 指示の方法

指示は、理由を付した文書を交付して行うものとする。

4 留意事項

- (1) 指示に係る過労運転は、当該車両の使用者以外の運転者がしたものに限られること。
- (2) 指示に係る過労運転は、当該車両の使用者の業務に関して行われたものに限られること。
- (3) 使用者の異同、使用の本拠の位置の異同、使用の態様等について疑義がある場合には、法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなど疑問点の解明に努めること。